賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令

賃金構造基本統計調査規則（昭和三十九年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調査の範囲） **第四条**　（略） ２　調査は、前項に規定する事業所のうち、一定の方法により抽出されたもの（以下「調査事業所」という。）及び調査事業所に雇用される労働者のうち、一定の方法により抽出されたもの（以下「調査労働者」という。）を対象として行う。ただし、調査事業所の事業主（厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所の事業主を除く。以下単に「調査事業所の事業主」という。）が希望する場合には当該事業所の全労働者を、一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業の報告義務者」という。）が希望する場合には当該企業に属する全部又は一部の調査事業所の全労働者を対象として行うことができる。 （調査事項） **第五条**　調査は、次の各号に掲げる事項について行う。 一　調査事業所に関する次に掲げる事項 イ～ヘ　（略） （削る） 二　調査労働者に関する次に掲げる事項 イ　（略） （削る） ロ・ハ　（略） ニ　最終学歴（常用労働者に限る。） ホ　新規学卒者への該当性（一般労働者に限る。） ヘ・ト　（略） チ　役職（常用労働者十人以上を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者であつて、別表第一に掲げる役職の労働者であるものに限る。） ル～ヨ　（略） （削る） リ　職種（別表第二に掲げる職種をいう。） ヌ　経験年数（常用労働者十人以上を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者に限る。） （削る） （削る） タ・レ　（略）	（調査の範囲） **第四条**　（略） ２　調査は、前項に規定する事業所のうち、一定の方法により抽出されたもの（以下「調査事業所」という。）及び調査事業所に雇用される労働者のうち、一定の方法により抽出されたもの（以下「調査労働者」という。）を対象として行なう。 （調査事項） **第五条**　調査は、次の各号に掲げる事項について行う。 一　調査事業所に関する次に掲げる事項 イ～ヘ　（略） ト　新規学卒者の初任給額及び採用人員（行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第三号に規定する地方公営企業等に係る調査事業所以外の調査事業所に限る。） 二　調査労働者に関する次に掲げる事項 イ　（略） ロ　労働者の種類（前条第一項第一号から第三号までに掲げる産業及び前条第一項第六号のうち港湾運送業に属し、常用労働者十人以上を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者に限る。） ハ・ニ　（略） ホ　最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。） （新設） ヘ・ト　（略） チ　役職又は職種（役職の調査対象は、常用労働者百人以上を雇用する事業主の調査事業所の調査労働者のうち常用労働者であつて、別表第一に掲げる役職の労働者であるものに限る。職種の調査対象は、別表第二に掲げる職種の労働者であるものに限る。） （新設） リ　経験年数（別表第二に掲げる職種の常用労働者であるものに限る。） ヌ～カ　（略） ヨ　通勤手当（前条第一項第三号に掲げる産業に属し、常用労働者九十九人以下を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者及び同項第七号、第十号、第十一号、第十二号、第十四号若しくは第十六号に掲げる産業又は同項第九号のうち物品賃貸業に属し、常用労働者二十九人以下を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者に限る。タ及びレにおいて同じ。） タ　精皆勤手当 レ　家族手当 ソ・ツ　（略）